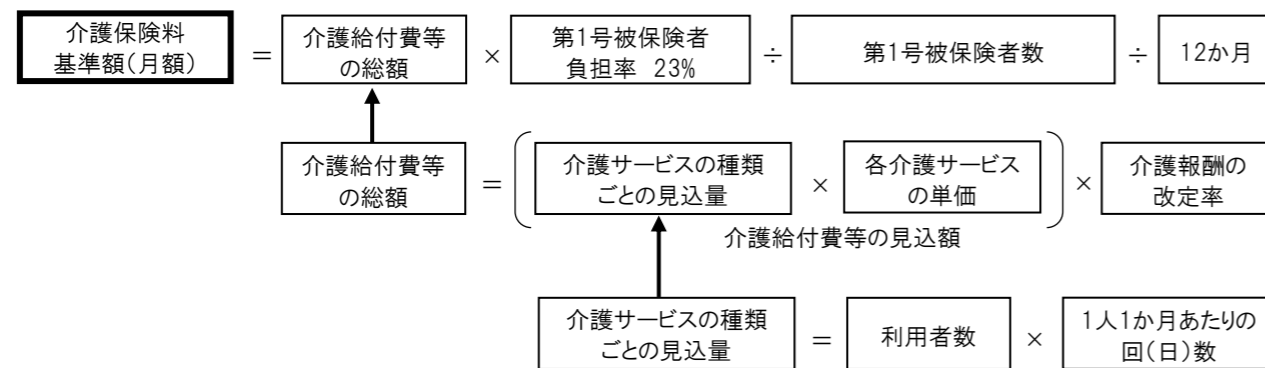


1 介護保険料基準額

第8期介護保険料基準額(月額) **6,679円**(第7期と同額)

2 介護保険料基準額の算定方法



※上記図は算定の要素を簡略化したものです。実際の算定時には調整交付金など他の要素も踏まえ算定します。

3 介護保険料に影響する要素

- (1) 介護報酬改定
(令和3年4月:0.7%増)
- (2) 施設等の整備
 - ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 4施設(うち第8期中に2施設開設見込み)
 - ②認知症対応型共同生活介護 3施設(うち第8期中に1施設開設見込み)
 - ③地域密着型特定施設入居者生活介護 2施設(うち第8期中に1施設開設見込み)
 - ④小規模多機能型居宅介護 3事業所(うち第8期中に1事業所開設見込み)
 - ⑤看護小規模多機能型居宅介護 1事業所(第8期中に開設見込み)
 - ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所(うち第8期中に1事業所開設見込み)
- (3) 第8期でのサービス利用増減
(第7期:約858億円⇒第8期:約934億円)
- (4) 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し
(対象となる所得段階の変更等)
- (5) 高額介護(予防)サービス費の見直し
(対象となる収入要件及び世帯の上限額の変更)
- (6) 保険料段階の基準所得金額の変更
(介護保険法施行規則の改正に伴う変更。第7段階:200万円未満→210万円未満、第8段階:200万円以上300万円未満→210万円以上320万円未満、第9段階:300万円以上→320万円以上)
- (7) 介護保険給付費準備基金の取崩し
(基金取崩し額:約11億円)

4 第8期介護保険料段階

第7期保険料段階表

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.0	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.1	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上200万円未満)	1.3	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が200万円以上300万円未満)	1.5	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が300万円以上400万円未満)	1.7	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.9	114,100円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.1	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.3	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.5	200,300円

・基準額(年額):80,145円 ・基準額(月額):6,679円(年額÷12か月)
 ・保険料年額=基準額(年額)80,145円×割合(100円未満切捨て)
 ・第1段階から第3段階までは、公費により保険料の軽減を行っています。

第8期保険料段階表

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.0	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.1	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.3	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.5	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が320万円以上400万円未満)	1.7	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.9	114,100円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.1	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.3	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.5	200,300円

・基準額(年額):80,145円 ・基準額(月額):6,679円(年額÷12か月)
 ・保険料年額=基準額(年額)80,145円×割合(100円未満切捨て)
 ・第1段階から第3段階までは、公費により保険料の軽減を行っています。

【参考】
 令和7年度介護保険料水準(月額)推計 7,644円
 (厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計)

5 介護保険料の減免制度

生計維持が困難なため、保険料を納めることができない方に対し、本市独自の保険料減免制度を継続し、保険料負担の軽減を図ります。
 ○第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準以下⇒第1段階に減免
 ○第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準の1.2倍以下⇒1段階下の額に減免 など